

茨城県建築審査会

設置根拠 法令等	建築基準法第78条第1項、茨城県建築審査会条例
設置年月日	昭和25年11月23日
業務内容	<ul style="list-style-type: none">・ 建築基準法に規定する特定行政庁（知事）の許可に関する同意・ 建築基準法令の規定による特定行政庁、建築主事若しくは建築監視員又は指定確認検査機関の処分又はこれに係る不作為についての審査請求に対する裁決・ 特定行政庁（知事）の諮問に応じ、建築基準法の施行に関する重要事項の調査審議並びに関係行政機関に対しての建議
委員数・任期	7人・2年
委員の氏名	【法律】 上 畠 佳子 【経 済】 坂 井 和美 【建 築】 柴 恭 【建 築】 若 柳 綾子 【都市計画】 小 柳 武和 【公衆衛生】 山 口 忍 【行 政】 高 畠 聖子 ＊【 】内は建築基準法に定める選任分野
会議の公開	原則として公開 (ただし、茨城県建築審査会条例第6条ただし書の規定に基づき非公開の場合があります。)

< 令和5年度 第1回茨城県建築審査会 >

日時	令和5年7月26日(水)	午後2時～
場所	県庁舎20階 土木部会議室	
審議事項	<p>【同意第1号】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 建築基準法第48条第2項ただし書の許可について [第1号議案] <p>(神栖市平泉地区における診療所から病院への用途 変更及び増築)</p> <p>同意第1号については、同意</p>	

< 令和5年度 第2回茨城県建築審査会 >

日時	令和5年9月27日(水)	午後2時～
場所	県庁舎20階 土木部会議室	
審議事項	<p>【同意第2号】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 建築基準法第48条第3項ただし書の許可について [第1号議案] (桜川市羽田地区における市庁舎(本庁舎)の増築) <p>【報告第1号】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 建築基準法第43条第2項第2号の許可に係る報告 ついて [第1号議案] (神栖市波崎新港地区における倉庫の新築) <p>同意第2号については、同意 報告第1号については、報告を受理</p>	

問い合わせ先 茨城県土木部都市局建築指導課 建築担当

TEL(029)301-4727/FAX(029)301-4739

< 令和5年度 第3回茨城県建築審査会 >

日時	令和6年1月26日(金)	午後2時～
場所	県庁舎20階 土木部会議室	
審議事項	<p>【同意第3号】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 建築基準法第48条第1項ただし書の許可について [第1号議案] (阿見町荒川本郷地区における放課後児童クラブの新築) <p>【報告第2号】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 建築基準法第43条第2項第2号の許可に係る報告 ついて [第1号議案] (神栖市波崎新港地区における寄宿舍の新築) <p>同意第3号については、同意 報告第2号については、報告を受理</p>	

問い合わせ先 茨城県土木部都市局建築指導課 建築担当

TEL(029)301-4727/FAX(029)301-4739